治山施設等の名称 「人々の暮らしを風や飛砂から守る屏風山海岸防災林造成事業」

<u>所在地</u> 青森県つがる市車力町屏風山国有林402林班外

工事期間 昭和7年 ~ 現在

施設・工法の概要

堆砂垣、覆砂工、静砂工、植栽工、つる切、除伐、排水工、防風垣、根固ブロックエ、 本数調整伐等を実施。

解説(要約)

飢饉による乱伐等により屏風山海岸林は荒れ果て、人々の生活に重大な悪影響を及ぼすようになった。このため、国直轄による海岸林造成事業が昭和7年(1932年)より本格的にスタートした。まず砂丘や砂草地を造成し、その後順次クロマツを植栽し、保育事業を進めてきた。その結果、国有林において約1000haに及ぶ海岸防災林が構築され、飛砂等の被害から津軽平野の人々の生活を守り続けている。

解 説

屏風山海岸林は古い記録によると、「波浪常に岸を打ち、暴風一度起これば激浪丘を侵し、海霧連丘を覆い、軟砂の飛散は2~3里にその害を及ぼす。連丘の間に村落をなさんと欲してもできず、良地を発見して耕し、農産をなさんとしても、飛砂のため収穫皆無となる」とあるように、風が吹くたび耕地は荒れ果て、そこに住む人々が方々に離散しなければならない状況にあった。

天和2年から現在まで連綿と続けられている。この間、 1784年(天明4年)の大凶作による乱伐による荒廃、



波浪により浸食される海岸線

昭和21年から26年の戦中戦後の混乱期もあり工事は一時中断したこともあり前線部の荒廃は進んでいった。

1953年(昭和28年)屏風山治山10ヶ年計画が樹立され、前線の安定化を図る工事に重点がおかれ砂丘安定化の工事と植林が本格的にスタートした。

海岸林の造成事業は、海岸汀線に近い狭長な飛砂地帯が多く、しかも全国でも有数な強風地であり、 これらの土地・気象の諸条件を考慮して次のような方針で施工した。

まず、飛砂を抑制し堆積させて砂丘を造成させる目的を持つ堆砂垣、また、砂丘の崩壊の及び移動を防止する覆砂工等を施工し、裸砂地を少なくして飛砂量を減少させる。

砂地の植生誘導のためにまずハマニンニク等の砂草を、砂地を全面的に鎮める目的を持つ静砂工を 施工し、砂地を安定させてからクロマツ植栽を順次進め、海岸防災林を構築する。

また、1984年(昭和59年)からは、海岸浸食対策をさらに強化するためコンクリートブロック根固工を施工、さらに、根固工の後方では海食崖に新工法による覆砂工(緩傾斜堤)を施工し、前線部林帯の後退防止に努めている。

このように造成された屏風山海岸林は、季節風による寒風・強風を直接防ぐとともに、風で舞い上 がった砂を防ぐことにより、保全すべき民家、道路、農用地等への風害、潮害及び飛砂による被害を 未然に防止している。

このように、屏風山の海岸林は、飛砂等の被害から津軽平野の人々の生活を守るために、今後より 一層の維持管理が求められているところである。



工事中の模様



現在の状況

■ 屏風山のあらまし

屛風山は、津軽半島の日本海岸に 面する七里長浜に沿つて南北に展 開する砂丘状の丘陵地、すなわち 鱗ケ沢町鳴沢川河口から北へ市浦 村十三湖河口までの海岸一帯の地 域と西津軽郡鰺ヶ沢町鳴沢川河口 から北津軽郡鶴田町大字水元(現、 妙堂崎・廻堰一帯)まで断続的に 連なるクロマツ帯状林と併せて、 その面積約4,900haを総称して「屏 風山」と呼んでいる。

所有形態は、歴史的に幾度かの 変遷があったが、現在国有林とし て管理しているのは、北は北津軽 郡市浦村に接する十三湖畔の車力 村栗山地内から、南は木造町出来 島地内に至る延長約18kmにわたり、 海岸汀線から、平均幅約600m(最 小200m~最大1,600m)を有する前 線部の国有林で、その区域面積は 約1,000haにおよんでいる。

現在防風保安林として、潮風、 飛砂防備のために重要な役割を果 たしている。



